

「全体－部分」関係を表す二重ヲ格構文

—「～ノ～ヲ」文との比較をめぐって—

中 村 暁 子

1. はじめに

古代語には、二つの同じ格助詞が同一動詞に呼応する文が見られる。

- (1) (保胤は) 其ノ後、東山 三如意ト云フ所 三住ケルニ、六条院ニ「只今參レ」ト召ケレバ、知タル人ノ馬ヲ借テ其レニ乗テ早朝ヨリ參ル。(『今昔物語集』巻一九・三)
- (2) 然レバ、歎キ悲ムテ自ラ云ク、「身ノ貧キハ、此レ、宿業ノ招ク所也。徒ニ餓死ナム事疑ヒ不有ジ。只命ノ有ル時、佛ノ御前ニ詣テ礼拜シ奉ラムニハ不如ジ」ト思テ、七歳ノ女子ニ手ヲ令引メテ、彼ノ蓼原 三堂 三詣ヅ。(『今昔物語集』巻一二・一九)
- (3) 而ル間、前ノ男来テ、死人ノ替ニ臥タル男ヲ搔負ハムト為ルヲ、此ノ被負ル男、負フ男 ヲ 肩 ヲヒシト食タリケレバ、負フ男、「此ナ不食給ソ、死人ヨ」ト云テ、搔負テ走テ行テ堂ノ戸ノ許ニ打置テ、「彼ノ主達、此ニ負テ来タリ」ト云テ、堂ノ内ニ入タル間ニ、被負タリツル男ハ逝テ去ニケリ。(『今昔物語集』巻二七・四四)
- (4) 魯連ハ、魯仲連ナリ。仲ノ字ヲキッタゾ。三字ツ、イタ名 ヲ、中 ヲキルガ多ゾ。陶淵明ヲ、陶明トキリ、介之推ヲ介推トキッタゾ。(『玉塵抄』巻七・19オ)

(1) では、保胤の住んでいる場所として「東山」と「如意ト云フ所」が示されている。そして、これらを受ける二つのニが述語「住ケルニ」に呼応している。(2) では、移動の着点が「蓼原」「堂」で示されており、これらを受ける二つのニがともに述語「詣ヅ」に呼応している。(3) では、対象を表す「負フ男」「肩」をヲが受け、これら二つのヲが述語「食タリケレバ」に呼応している。同様に(4)でも、二つのヲが「三字ツ、イタ名」「中」を受け、これらが「キル」という同一の述語に呼応している。全ての例において、ニあるいはヲが二つ存在するのに対して述語は一つである。

このような、二つの同じ格助詞が同一動詞に呼応する文が古代語では許されていた。二つの同じ格助詞が同一動詞に呼応する文のうち、(1)(2)のようなニについては中村暁子(2002)で考察を行ったので、本稿では(3)(4)のような二つのヲが同一動詞に呼応する文、すなわち二重ヲ格構文⁽¹⁾を取り上げたいと思う。

ところで、二重ヲ格構文には(3)(4)と事情を異にする例も見られる。

(5) 悪い者共 を 町 を 追い出だいた。(『日本大文典』97丁ウ)

(6) 悪党共 を 守護人より 町 を はらはれた。(『日本大文典』97丁ウ)

(5) は、「追い出だす」という動詞の対象「悪い者共」と移動にかかわる場所「町」とが二つのヲに

よって表されている。そして、これら二つのヲが述語「追い出だいた」に呼応している。(6)でも、動詞「はらふ」の対象と移動にかかわる場所が同時にヲで表され、これら二つのヲがともに同一の述語に呼応している。

つまり、二つのヲが同一動詞に呼応する二重ヲ格構文には、(3)(4)のように、二つのヲがどちらも対格のヲであるものと、(5)(6)のように、一方のヲが対格のヲ、もう一方のヲが移動格のヲであるものがある。

二つのヲが対格のヲであるものについて、先行研究では、連体格のノとの関連性が指摘されている。しかしその指摘は、単に一番目のヲが現代語でノに置き換えられるということのみであり、二重ヲ格構文と連体格のノによって二つの名詞句が結びついた目的語を持つ文とが、具体的にどういった関係にあるのかという点については考えられていない。そこで本稿では、両者の相違点という観点から相互関係を捉えることで、二重ヲ格構文の特殊性を明らかにしたい⁽²⁾。

なお、(3)～(6)のような文を「～ヲ～ヲ」文、連体格のノによって二つの名詞句が結びついた目的語を持つ文を「～ノ～ヲ」文と呼び、それぞれ「AヲBヲV」「AノBヲV」と表すことにする。平安時代から室町時代までの資料から収集した、二つのヲが対格のヲである「～ヲ～ヲ」文の用例を考察の対象とする。収集結果は表1の通りである⁽³⁾。

【表1】

資 料	成立年代	用例数
竹取物語	859頃	0
伊勢物語（伝定家筆本）	900頃	0
土左日記	935	1
蜻蛉日記	-974	0
枕草子（能因本）	1000-	1
枕草子（三卷本）	〃	2
源氏物語（青表紙証本）	-1008頃	3
源氏物語（大島本）	〃	2
栄花物語	1028-1036頃	0
今昔物語集	1106-1120頃	10 ⁽⁴⁾
平家物語（覚一本）	1201-1221頃	0
正法眼蔵随聞記	1235-1238	0
徒然草	1330頃	0
玉塵抄	1563-	3
天草版平家物語	1592	0
天草版伊曾保物語	1593	0

2. 先行研究

これまで、ヲの機能に関しては数多く研究がなされてきたが、古代語の二重ヲ格構文を取り上げた

先行研究はごくわずかしは見られない。

松尾拾 (1958、1969) は、古代語におけるヲが重用される「御迎へに来む人をば、長き爪して眼をつかみつぶさん」(『竹取物語』) の例を指摘し、この例に関して「意味のうえからは第一の格で示された概念の範囲は広く、第二の格ではその内容を限定し詳述する関係にある」と説明している。また、二重ヲ格構文が「連体格に転換」しうることも指摘している。

このほか、『今昔物語集』に見られる「～ヲ～ヲ」文を取り上げた山田忠雄ほか (1959-1963) がある。これによると、「ヲの置用」の一つ⁽⁵⁾に「其ノ度ハ八省ノ内ヲ、清涼殿ノ辰巳ニ當ル所ノ官々ノ内ヲ尋ね聞クニ、」(巻二九・一四) のような「上のヲはノと訳すべきもの」があり、これは「…ノ…ヲとでもいうべき用法であり、上の体言がいわば上位概念をあらわす」、つまり「上のヲは大局の叙述、下のヲは細部の記述」である。また文体について、『今昔物語集』に「～ヲ～ヲ」の用例が散見するのは、「説話としての一つの特徴的な文体の証」であると述べ、「夙に伊勢物語や源氏物語の説話的部分にも見られる」と述べている。

しかし、意味記述において、第一の格で示された内容がどのように第二の格で限定されるのか、また第一の格が第二の格に対して具体的にどのような概念での上位なのか示されていない点、第一の格と第二の格の関係が明示されていない点、「～ヲ～ヲ」文が「～ノ～ヲ」文に置き換えられるという指摘にとどまり、両者が用法上どのような関係にあるのか述べられていない点は検討の余地がある。また、「～ヲ～ヲ」文の文体的特徴は、「～ヲ～ヲ」文と「～ノ～ヲ」文との相違を考察する上で重要なヒントになりそうであるが、ここで言う「説話」「説話的部分」がどういうことを指しているのか不明確であり、さらには実際に説話以外の資料にも用例が見られることから、説話や説話的部分に限定しているのは問題である。

よって本稿では、「～ヲ～ヲ」文の第一の格と第二の格の関係について明らかにするとともに、「～ヲ～ヲ」文と「～ノ～ヲ」文との相違点を動詞、AとBの関係の観点を中心として明らかにしたい。

3. 「～ヲ～ヲ」文と「～ノ～ヲ」文の相違

3. 1 AとBの動詞との呼応

1.で述べたように、「～ヲ～ヲ」文ではAとBがともに動詞に呼応する。

(7) 其ノ後、師弁、心ヲ至シテ五戒ヲ持テ破ル事无シ。而ルニ、数年ヲ経テ、相ヒ友ナフ人有テ「猪シシ完ジキヲ食セヨ」ト勸ム。(『今昔物語集』巻七・四七)

(8) 亦此ノ木ニ差テ取上タル物ヲ、崎サキヲ少シ嘗ナメツレバ、苦クシテ甘シ、馥シキ事無限シ。(『今昔物語集』巻三〇・一)

(9) 大安、夢ヲ見ル如シ、「…〈中略〉…亦、大安、寄テ庭ノ前ヲ見ルニ、清浄ナル池有リ、水清クシテ浅シ。此レヲ見ルニ、日出タシ。池ノ西ノ岸ノ上ニ金ノ佛像在マス、高サ五寸也。即チ、漸ク大キニ成リ給テ、化シテ僧ト成リ給ヒヌ、緑ノ袈裟ヲ新ク清氣ナルヲ着給ヘリ。(『今昔物語集』巻三〇・一)

昔物語集』巻六・一三)

(7) では、「猪ヲ食ス」「完(=肉)ヲ食ス」のように、二つのヲが動詞「食ス」に呼応している。同じように(8)(9)でも、「取上タル物ヲ嘗ム」「崎ヲ嘗ム」、「緑ノ袈裟ヲ着給フ」「新ク清氣ナルヲ着給フ」という二つのヲによる同一動詞への呼応が見られる。さらに(7)～(9)のような「～ヲ～ヲ」文は、先行研究でも指摘されている通り、一番目のヲを連体格のノに置き換えることが可能である。

(7') 猪^シノ完^シヲ食セヨ

(8') 取上タル物^ナノ、崎^ナヲ少シ嘗ツレバ、

(9') 緑ノ袈裟^ナノ新ク清氣ナルヲ着給ヘリ。

では、「～ノ～ヲ」文におけるAとBの動詞との呼応の仕方はどうであろうか。

(10) 今昔、世ノ中ニ大水出タリケル時、近江ノ國、高嶋ノ郡ノ前ニ大ナル木流出テ寄タリケリ。

郷ノ人有テ、其木ノ端ヲ伐取タルニ、人ノ家焼ヌ。(『今昔物語集』巻一一・三一)

(11) 「然レバコソ」ト思テ入テ見レバ、鮎鱗・骨ト見ツルハ蓮華^{フガヤカ}ノ萎鮮ナルヲ鍋ニ入テ煮、食ヒ散シタリ。(『今昔物語集』巻一一・二八)

(10) では、「木ヲ伐取ル」「端ヲ伐取ル」のように、AもBも動詞「伐取ル」の目的語になりうる。(11)でも、「蓮華ヲ入ル」「萎鮮ナルヲ入ル」のように、AとBをともに目的語として動詞に呼応させることができる。このように、AもBもともに動詞に呼応しうる「～ノ～ヲ」文が見られる一方で、次のような「～ノ～ヲ」文も見られる。

(12) 太子、喜ビ給テ、大臣ノ手ヲ取テ涙ヲ流シテ宣ハク、「三寶ノ妙ナル事、人更ニ不知。只大臣獨り、我レニ心寄タリ。悦バシキ事无限シ」ト。(『今昔物語集』巻一一・一)

(13) 「我レ、年来、佛ノ道ヲ修行シテ、諸ノ所ニ行キ至ルト云ヘドモ、未ダ如此ノ靈驗ノ地ヲ不見。然ルニ、今、此ニ来テ、希有ノ瑞相ヲ見テ、多門天ノ利益^{カウブルベ}ヲ可蒙シ。然レバ、今ハ、我レ、他所ヘ不可行。此ノ所ニシテ佛道ヲ修行シテ命ヲ終ラム」ト思テ、忽ニ柴ヲ折テ菴ヲ造テ、其レニ居ヌ。(『今昔物語集』巻一一・三六)

(12) は、動詞「取ル」の対象として「手」が示されており、「大臣」は動詞「取ル」の対象ではない。すなわち、「手ヲ取ル」の呼応は認められても、「大臣ヲ取ル」という呼応をこの文の意味において認めることはできない。(13)でも、「蒙ル」に呼応する目的語は「利益ヲ」であって、「多門天ヲ」が「蒙ル」に呼応すると考えることは難しい。(12)(13)のように、「～ノ～ヲ」文にはBのみが動詞に呼応しAは呼応しない例が見られる⁽⁶⁾。

ところで、(10)(11)のようにAもBも動詞に呼応する「～ノ～ヲ」文は、連体格のノをヲに置き換えることができるが、(12)(13)のようにBのみが動詞に呼応する「～ノ～ヲ」文は、連体格のノをヲに置き換えることはできない。つまり、「～ノ～ヲ」文はAが動詞に呼応するか否かによって、「～ヲ～ヲ」文への置き換えが可能かどうか決定されるのである。

- (10') 其木ヲ端ヲ伐取タルニ、
 (11') 蓮華ヲ^{アザキガ}萎鮮ナルヲ鍋ニ入テ
 (12') *大臣ヲ手ヲ取テ
 (13') *多門天ヲ利益ヲ可^{カウブルベ}蒙シ。

このように、「～ヲ～ヲ」文は全て「～ノ～ヲ」文に置き換えるのに対して、「～ノ～ヲ」文はAが動詞に呼応する場合に限り「～ヲ～ヲ」文に置き換える。すなわち、「～ヲ～ヲ」文、「～ノ～ヲ」文の両者は常に入れ替え可能な表現なのではなく、AもBも動詞に呼応する場合にのみ入れ替え可能となる。

以上から、「～ヲ～ヲ」文は必ずAとBがともに動詞に呼応し、「～ノ～ヲ」文はAがBを修飾し直接動詞に呼応するのはBであるため、Bが動詞に呼応しさえすればよいということが分かる。このことをまとめると、表2のようになる。

【表2】

	「～ヲ～ヲ」文	「～ノ～ヲ」文
A ヲ V	○	○ or ×
B ヲ V	○	○

3. 2 AとBの関係

- (14) 而ル間、前ノ男来テ、死人ノ替ニ臥タル男ヲ搔負ハムト為ルヲ、此ノ被^{オハル}負ル男、負フ男ヲ肩ヲヒシト食タリケレバ、負フ男、「此ナ不食給ソ、死人ヨ」ト云テ、搔負テ走テ行テ堂ノ戸ノ許ニ打置テ、「彼ノ主達、此ニ負テ来タリ」ト云テ、堂ノ内ニ入タル間ニ、被負タリツル男ハ逝テ去ニケリ。(『今昔物語集』巻二七・四四) ((3)再掲)
- (15) 決^{ケツスル}ト^トケンバ^ル諸東方ニ^ニ則東流^ルト云ハ、水ノタ、エテアル大河ヲ、東ノ方ヲ、ホリアクレバ、東エ流ゾ。決ハ、サクルト云ゾ。裂ト心同ゾ。(『玉塵抄』巻一・1オ)
- (16) 其ノ度ハ八省ノ内ヲ、清涼殿ノ辰巳ニ當ル所ノ官^{ツカサ}々ノ内ヲ尋ネ聞クニ、(『今昔物語集』巻二九・一四)
- (17) 「汝ガ平愈シテ家ニ返テ、速ニ佛ヲ念ジ善ヲ修セヨ」ト宣テ、手ヲ以テ頭^{キズ}ヲ疵ヲ撫デ、去リ給ヒヌ。(『今昔物語集』巻六・一三)
- (18) 殿上人・宰相などを、ただ名のる名をいささかつつましげならずいふは、いとかたはなるを、きようさいはず、女房の局なる人をさへ、「あのおもと」「君」などいへば、めづらかにうれしと思ひて、ほむることぞいみじき。(『枕草子』二六二段)
- (19) 御直衣を^{ひもんりょう}花文綾を、このごろ摘み出だしたる花して、はかなく染め出で給へる、いと、あらまほしき色したり。(『源氏物語』野分)
- (20) 此人、其ノ行事トシテ有間、心ノ内ニ思ハク、「我レ、宣旨ヲ奉ハリテ、道場ヲ令造ト云ヘドモ、未ダ私ノ寺ヲ不建、佛ヲ不造奉。就中ニ、我レ、年来、観音ヲ像ヲ顕サムト思フ心有リ。…」(『今昔物語集』巻一一・三五)

(14) は、Bの「肩」がAの「負フ男」の身体的な一部分を表している。(15) (16) (17) はAとBの間に所在関係が認められる例である。まず(15)は、Aの「大河」の中でもどの方角の部分かということがBの「東ノ方」で示されている。(16)は、Aの「八省ノ内」の中でも特に「清涼殿ノ辰巳ニ當ル所ノ官々ノ内」という場所がBで示され、(17)は、Aの「頭」に存在する事、すなわち抽象名詞がBで示されている。つまり(15) (16) (17)のAとBには、Aで示された場所の中にBが存在するという関係が見られる。(18)は、Aの「殿上人・宰相など」が所有する事のうちの一つである「名のる名(=実名)」がBで示されている。(19)は、Aの「御直衣」に備わる性質のうち「花文綾(=花の模様を織り出した綾)」という一性質がBで示されている。(20)は、Aの「観音」を表しうる一つの状態がBの「像」である。

このように「～ヲ～ヲ」文には、Aに対してBが〈身体部分〉〈位置・方角〉〈所在する所〉〈所在する事〉〈所有される事〉〈性質〉〈状態〉を表す例が見られる。これら全てに共通するのはBがAの一部を表しているということであり、AとBの間には「全体一部分」関係が成立していると言うことができる。

以上のような、「～ヲ～ヲ」文のAとBの関係に対し、連体格のノを含む「～ノ～ヲ」文ではどのようなAとBの関係を表しうるのだろうか。具体的に「～ノ～ヲ」文の用例を見ていくに際し、「～ヲ～ヲ」文の用例が比較的多く見られた『今昔物語集』を対象とする。

(21) 太子、喜^レ給^テ、大臣ノ手ヲ取^テ涙ヲ流^{シテ}宣^{ハク}、「三寶ノ妙ナル事、人更ニ不知。只大臣獨り、我レニ心寄^{タリ}。悦バシキ事无限シ」ト。(『今昔物語集』卷一一・一) ((12) 再掲)

(22) 人来^テ、太子ヲ懷^テ寝殿ニ入^ル、俄ニ赤黄^ル光^リ、殿ノ内ヲ照^ス。(『今昔物語集』卷一一・一)

(23) 其寺ニ至^テ、寺ノ躰ヲ見^ニ、極^テ貴^キ事无限シ。東ハ近江ノ江ヲ護^{ヘタリ}、西ハ深^キ山也、北ハ林、南ハ谷也。(『今昔物語集』卷一一・二八)

(24) 然ル間ニ、大和國、葛木ノ下ノ郡ニ住^ム人、自然ヲ要事有^テ、彼ノ木ノ有^ル郷ニ至^ルニ、其人、此ノ木ノ故ヲ聞^テ心ノ内ニ願^ヲ發^{ケル}様、「我レ、此ノ木ヲ以^テ十一面觀音ノ像ヲ造^奉ラム」ト思^フ。…〈中略〉…然レドモ、心ノ内ノ願^ヲ不^ト遂^{シテ}、其木ヲ久ク置^{タル}間ニ、其人死^ス。(『今昔物語集』卷一一・三一)

(25) 妻答^テ云^ク、「我レ、病ヲ愈^{サム}ガ為^ニ生命ヲ致^{シツ}。後ノ世ノ事、更ニ難^シ謝^シ。願^クハ、其罪ヲ被^免ムガ為^ニ、我が家ヲ以^テ彼堂ヲ造^テ、女身ノ无量^キ罪ヲ懺^悔セムト思^フ」ト。(『今昔物語集』卷一一・三二)

(26) 「然レバコソ」ト思^テ入^テ見^{レバ}、鮎鱗・骨ト見^{ツル}ハ蓮華ノ萎^鮮ナルヲ鍋ニ入^テ煮[、]食^ヒ散^{シタリ}。(『今昔物語集』卷一一・二八) ((11) 再掲)

(27) 願^ヲ發^テ宣^{ハク}、「我等ヲ此ノ戰ニ令^勝給^{タラバ}、當^{四天王ノ}像ヲ顯^シ奉^リ、寺塔ヲ起^ム」ト。(『今昔物語集』卷一一・一)

(21) ~ (27) は、AとBの関係が「～ヲ～ヲ」文と共通する例である。(21) は〈身体部分〉、(22)

は〈位置・方角〉、(23)は〈所在する所〉、(24)は〈所在する事〉、(25)は〈所有される事〉、(26)は〈性質〉、(27)は〈状態〉の例である。いずれの例においても、BがAの一部を表すことでAとBの間に「全体一部分」関係が成り立っている。

(28) 太子、馬ヨリ下テ、此ノ飢人ト談ヒ給、紫ノ御衣ヲ脱テ覆給テ、哥ヲ給フ、(『今昔物語集』卷一一・一)

(29) 亦、十歳ト云フニ、毛詩・論語・漢書・文選等ノ俗書ヲ讀ニ、只一度披見テ、次二音ヲ擧テ誦シ上グ。(『今昔物語集』卷一一・一二)

(30) 然ル間、后ノ御身ニ病有テ不愈給リケル間、和尚、藥ヲ奉レルニ、藥ノ驗有テ、其病愈給ヒニケレバ、天皇喜ビ給テ、忽ニ、大僧正ノ位ヲ授ケ給フニ、和尚、辞ト不用レバ、改テ、「大和尚位」ト云。(『今昔物語集』卷一一・八)

(31) 而ニ、鬼神等、優婆塞ニ申シテ云ク、「我等、形チ極テ見苦シ。然レバ、夜々隠レテ此ノ橋ヲ造リ渡サム」ト云テ、夜々急ギ造ルヲ、優婆塞、葛木ノ一言主ノ神ヲ召テ云ク、「汝ヂ、何ノ耻ノ有レバ形ヲバ可隠キゾ」。(『今昔物語集』卷一一・三)

(28)は、Bの「御衣」の性質の一つである色について具体的にAで示されている。(29)は、Bの「俗書」に属する具体的な書物として「毛詩・論語・漢書・文選等」が挙げられている。(30)は、Bの「位」に属する「大僧正」という資格を表す語がAで具体的に示されている。(31)は、Aの「一言主」という固有名詞によってBの「神」を具体的に示している。

このように、(28)～(31)はAがBに対して〈性質〉〈所属する物・事〉〈資格〉〈固有名詞〉を表している。これらは全てAで具体例を示しBで総体を示すという点で共通しており、AとBが「例示－総体」関係を有していると言うことができる。

上述したところから、「～ヲ～ヲ」文のAとBの間には「全体一部分」関係が見られ、「～ノ～ヲ」文のAとBの間には「全体一部分」関係、「例示－総体」関係が見られる⁽⁷⁾ことが分かる。

3. 3 AとBが表す内容の順序

(32) 而ル間、前ノ男来テ、死人ノ替ニ臥タル男ヲ搔負ハムト為ルヲ、此ノ被^{オハル}負ル男、負フ男ヲ肩ヲヒシト食タリケレバ、負フ男、「此ナ不食給ソ、死人ヨ」ト云テ、搔負テ走テ行テ堂ノ戸ノ許ニ打置テ、「彼ノ主達、此ニ負テ来タリ」ト云テ、堂ノ内ニ入タル間ニ、被負タリツル男ハ逃テ去ニケリ。(『今昔物語集』卷二七・四四)((3)再掲)

(32)では、Aで「負フ男」という全体が表され、Bで「肩」という部分が表されている。つまり、最初に全体を示し次いで部分を示すという順序になっていることが分かる。3.2で見たように、「～ヲ～ヲ」文のAとBの間には「全体一部分」関係が成立しているが、その関係を示す順序はAが全体、Bが部分であり、固定している。

それに対し、「～ノ～ヲ」文では、必ずしもAで全体、Bで部分を示すという順序が固定しているわ

けではない。

(33) 其寺ニ至テ、寺ノ躰ヲ見ニ、極テ貴キ事无限シ。東ハ近江ノ江ヲ護ヘタリ、西ハ深キ山也、北ハ林、南ハ谷也。(『今昔物語集』巻一一・二八) ((23) 再掲)

(34) 亦、十歳ト云フニ、毛詩・論語・漢書・文選等ノ俗書ヲ讀ニ、只一度披見テ、次ニ音ヲ擧テ誦シ上グ。(『今昔物語集』巻一一・二) ((29) 再掲)

(33) では、Aで「近江」=全体、Bで「江」=部分が表されており、(32)と同様、最初に全体を示し次に部分を示すという順序になっている。一方(34)では、Aで「毛詩・論語・漢書・文選等」という具体例を表しBで「毛詩・論語・漢書・文選等」の総体である「俗書」を表している。つまり、最初に具体例を示し次に総体を示すという順序になっている。このように、「～ノ～ヲ」文のAとBが表す内容の順序は、3.2で見た「全体一部分」関係、「例示-総体」関係というAとBの関係に即して変化する。AとBが「全体一部分」関係を表す場合はAが全体、Bが部分という順序であり、AとBが「例示-総体」関係を表す場合はAが例示、Bが総体という順序である。

以上から、「～ノ～ヲ」文ではAとBが表す内容の順序が比較的許容量が広いのに対し、「～ヲ～ヲ」文ではAとBが表す内容の順序が極めて厳しく要求されることができる。

3. 4 「全体一部分」関係の下位分類

3.2で考察したように、「～ヲ～ヲ」文と「～ノ～ヲ」文のAとBの関係には、「全体一部分」関係という共通する関係が見られる。そして、「全体一部分」関係の下位分類として〈身体部分〉〈位置・方角〉〈所在する所〉〈所在する事〉〈所有される事〉〈性質〉〈状態〉の例が見られた。

「～ノ～ヲ」文には、これらの下位分類に加え、以下のような例も見られる。

(35) 然レバ、其子、宮丸ヲ召出テ、勘責スト云ヘドモ、宮丸、一人シテ此木ヲ難取棄シ、更ニ可為キ様无レバ、思ヒ煩ヒテ、其郡ノ人ヲ催シ集メテ、此木ヲ數ノ上郡ノ長谷川ノ邊ニ曳棄ツ。(『今昔物語集』巻一一・三一)

(36) 然ル間、太子、鴈宮ニ御坐テ妃ニ語ヒ給フ、「我レ、今夜、世ヲ去ナムトス」ト宣テ、沐浴シ洗頭シ給テ、浄キ衣ヲ着テ、妃ト床ヲ并テ臥給ヌ、明ル朝ニ久ク不起給。人々怪ムテ大殿ノ戸ヲ開テ見ルニ、妃ト共ニ隠レ給ヒニケリ。(『今昔物語集』巻一一・一)

(37) 同十二月ノ下旬ニ、天皇ノ使ヲ給リテ、上都、長安ノ城ニ至。(『今昔物語集』巻一一・九)

(38) 亦、新田部ノ親王ト云フ人ノ舊宅ヲ和尚ニ給テ栖トス。(『今昔物語集』巻一一・八)

(35) は、Aで示された「郡」という場所に存在する人がBで示されている。(36) は、Aの「大殿」に存在する物としてBの「戸」が示されている。(35)(36)には、AとBの間にAで示された場所の中にBが存在するという所在関係が見られる。また(37)は、Aの「天皇」に所有される人の一人として「使」が示されている。(38)は、Bの「舊宅」がAの「新田部ノ親王ト云フ人」に所有される物の一つとなっている。したがって(37)(38)には、AとBの間に所有関係が認められる。

このように、「～ノ～ヲ」文には、BがAに対して〈所在する人〉〈所在する物〉〈所有される人〉〈所有される物〉を表す例が見られる。これらは、「～ヲ～ヲ」文では見られなかった例であるが、BがAの一部分を表し、AとBの間に「全体一部分」関係が認められる点で「～ヲ～ヲ」文と共通している。

以上から、「～ノ～ヲ」文が表しうる「全体一部分」関係の下位分類に比べ、「～ヲ～ヲ」文が表しうる「全体一部分」関係の下位分類は少なく、限られているとすることができる。

最後に、AとBの関係という観点から分類した「～ヲ～ヲ」文、「～ノ～ヲ」文の用例数をそれぞれ表3、表4に示す。（「～ノ～ヲ」文は、『今昔物語集』巻十一中における用例数である。）表4の大線で囲んだ部分は、「～ヲ～ヲ」文と共通するAとBの関係である。

【表3】「～ヲ～ヲ」文

全体一部分						
身体部分	所在関係			所有される事	性質	状態
	位置・方角	所在する所	所在する事			
3	2	2	2	7	5	1

【表4】「～ノ～ヲ」文

身体部分	全体一部分						例示一総体							
	所在関係			所有される事	性質	状態	所在関係		所有関係		性質	所属する物・事	資格	固有名詞
	位置・方角	所在する所	所在する事				所在する人	所在する物	所有される人	所有される物				
1	9	2	3	74	1	25	3	21	2	10	32	14	4	3

4. まとめ

以上、「～ヲ～ヲ」文と「～ノ～ヲ」文の相違点について考察してきた。その結果、「～ヲ～ヲ」文は「～ノ～ヲ」文に対して、①動詞の対象と移動にかかわる場所を表すことができる（一方のヲが対格のヲ、もう一方のヲが移動格のヲとなる例が見られる）点、②必ずAとBが動詞に呼応している点、③AとBの表しうる関係が「全体一部分」関係に限定されている点、④AとBが表す内容の順序が固定している点、⑤「全体一部分」関係の下位分類が限定されている点、の相違点を持つということが見出された。先行研究では、二重ヲ格構文と「～ノ～ヲ」文とが共通性を持つと捉えられていたが、以上のような点で「～ヲ～ヲ」文は「～ノ～ヲ」文と異なり、また特殊性を有しているといえる。ただし、AとBが「全体一部分」関係を表し、なおかつAもBも動詞に呼応する場合は、「～ヲ～ヲ」文と「～ノ～ヲ」文とは互換性を持っている。二つの同じ格助詞が同一動詞に呼応する文が許容されなくなると、この共通する部分が「～ノ～ヲ」文のみによって表されるようになったのではないかと推測することができる。

本稿での考察をまとめると、表5のようになる。

【表5】

	「～ヲ～ヲ」文	「～ノ～ヲ」文
AとBの動詞との呼応	AヲV、BヲV	AヲV、BヲV ----- BヲV
AとBの関係	「全体一部分」関係	「全体一部分」関係 「例示一総体」関係
AとBが表す内容の順序	固定している	固定していない
「全体一部分」関係の下位分類	範囲が狭い	範囲が広い

注

- (1) 二重ヲ格構文には、二つのヲが同一動詞に呼応するものと、ヲバとヲが同一動詞に呼応するものがあるが、本稿ではヲバとヲによる二重ヲ格構文は扱わない。なお、ヲバとヲによる二重ヲ格構文については中村暁子(2001)を参照されたい。
- (2) 本稿では、二つのヲが対格のヲである二重ヲ格構文のうち、連体格との関連性が考えられる二重ヲ格構文のみを扱うことにする。したがって、二つのヲが対格のヲであっても、二つの名詞句が並列関係にある例、二番目の名詞句に一番目の名詞句を指す指示語が現れる例については扱わない。また、二番目の名詞句が連体格のノを含み、かつノが一番目の名詞句を指す語に接続する例も、ヲによる二つの名詞句の関係が複雑になるので扱わない。
- (39) 我レ、外典ヲ内教ヲ見ルト云ヘドモ、(『今昔物語集』巻一一・九)
- (40) 御出家の本意深くおはしますを、父の王これをいとみじき事におほして、(『栄華物語』巻一七)
- (41) 實二年来深く思ひ取タリケル事ヲ、露、其ノ氣色ヲ人ニ不見令ザリケム、(『今昔物語集』巻一九・一三)
- (3) 「～ノ～ヲ」文との関連が考えられる「～ヲ～ヲ」文のみの用例数を示した。注(2)参照。
- (4) 山田忠雄ほか(1959-1963)によって収集されたものである。
- (5) このほか、①「此レ願ヲ不遂ザル事ヲ令迷ムガ為ニ、佛ノ、化シテ、舍利ヲ具シテ生レ來給テ、塔ヲ起テ供養シテ後、隠レ給ヒヌル也」(巻一二・二)のように「目的格表現を二つ重ね」るもの、②「我レ、外典ヲ内教ヲ見ルト云ヘドモ、」(巻一一・九)のように「同格を意味する」ものが挙げられている。
- ①②の例は二つのヲが対格のヲである。しかし、①の例はAとBが同一動詞に呼応していないため、②の例はAとBが同一動詞に呼応しているけれども、AとBが単に並列されているに過ぎず、両者の間に関係を見出すことができないため、本稿では考察の対象から除く。②の例については注(2)参照。
- (6) 「～ノ～ヲ」文のうち、AもBも動詞に呼応する「～ノ～ヲ」文は123例(「全体一部分」関係の場合：101例、「例示一総体」関係の場合：22例)、Bのみが動詞に呼応する「～ノ～ヲ」文は81例(「全体一部分」関係の場合：50例、「例示一総体」関係の場合：31例)見られる。「全体一部分」関係、「例示一総体」関係については3.2参照。
- (7) 「～ノ～ヲ」文には、「全体一部分」関係や「例示一総体」関係を表すもののほかに、AがBに対して〈主体〉〈数量〉を表す例が見られる。
- (42) 然ル間、我朝ノ元明天皇、此ノ佛ノ利益靈験ヲ傳へ聞給テ、「此ノ朝ニ移シ給テ、伽藍ヲ建立シテ安置奉ラム」ト思ス願有ケルニ、國王ノ外戚ニ僧有リ、佛ノ道ヲ行フ人也、亦、心賢ク思慮有リ、國王ニ奏スル様、「我レ、國王ノ^{オホセツト}宣ヲ奉テ彼ノ國ニ行テ、其佛ヲ取奉ラム。吉々、三寶ニ祈請シ給ヘ」ト。(『今

昔物語集』卷一一・一五)

(43) 其後ニ、世ニ瘡ノ病發テ、病痛ム事、焼割クガ如シ。然レバ、此ノニノ人、悔ヒ悲テ奏シテ云ク、「此ノ病ヒ、苦痛キ事難堪シ。願クハ三寶ニ祈ラムト思フ」。其時ニ、勅有テ、三人ノ^レ尼ヲ召テ、二人ヲ令祈ム。(『今昔物語集』卷一一・一)

(42) は、Bの「宣」が誰によるものかということ、すなわち主体がAで指定されている。(43) は、人数をAで示すことでBの「尼」を限定している。『今昔物語集』卷十一中における〈主体〉を表す用例数は17例、〈数量〉を表す用例数は24例である。

参考文献

- 奥田靖雄 (1983a) 「格の名詞と動詞とのくみあわせ」『日本語文法・連語論 (資料編)』言語学研究会編、むぎ書房
- 奥田靖雄 (1983b) 「格のかたちをとる名詞と動詞とのくみあわせ」『日本語文法・連語論 (資料編)』言語学研究会編、むぎ書房
- 金水敏 (1993) 「古典語の「ヲ」について」『日本語の格をめぐる』仁田義雄編、くろしお出版
- 柴谷方良 (1978) 『日本語の分析』大修館書店
- 新屋映子 (1995) 「格助詞の重複について」『日本語の研究と教育 窪田富男教授退官記念論文集』窪田富男教授退官記念論文集編集世話人編、専門教育出版
- 杉本武 (1986) 「格助詞」『いわゆる日本語助詞の研究』凡人社
- 鈴木康之 (1978-1979) 「ノ格の名詞と名詞のくみあわせ (1) ~ (4)」『教育国語』55,56,58,59
- 高橋太郎 (1975) 「文中にあらわれる所属関係の種々相」『国語学』103
- 角田太作 (1991) 『世界の言語と日本語』くろしお出版
- 寺村秀夫 (1982) 『日本語のシンタクスと意味 第I巻』くろしお出版
- 中村暁子 (2001) 「「~ヲバ~ヲ」構文の構造と意味機能」『岡大國文論稿』29
- 中村暁子 (2002) 「「~ニ~ニ」構文の存在と用法」『岡山大学大学院文化科学研究科紀要』13
- 益岡隆志 (1987) 「格の重複」『ケーススタディ日本文法』寺村秀夫・鈴木泰・野田尚史・矢澤真人編、桜楓社
- 松尾拾 (1958) 「源氏物語の文法」『日本文法講座4 解釈文法』明治書院
- 松尾拾 (1969) 『助詞助動詞詳説』松村明編、學燈社
- 山田孝雄・山田忠雄・山田英雄・山田俊雄 (1959-1963) 日本古典文学大系『今昔物語集 一~五』岩波書店

資料

- 日本古典文学大系『源氏物語 一~五』『枕草子 紫式部日記』『今昔物語集 一~五』『榮花物語 上・下』岩波書店
- 『玉塵抄 一・二』中田祝夫編、勉誠社、1970
- 『日本大文典』J.ロドリゲス原著、土井忠生訳、三省堂、1955